

| | | | |
|------------------|-----------------------------------|---------------|---|
| せいり ばんごう 整理番号 | 7-11-3 | そうだん 相談レベル | 2 |
| ぶん ぐい 分類 | しごと | | |
| こう ぐく 項目 | ろうどう そうだん じれい 労働相談事例 | | |
| ない よう 内容 | しごとちゆう つうきんとちゆう じこ 仕事中や通勤途中の事故 | | |

1 想定される質問の背景

○ 仕事中の事故でけがをして直るまで働けそうもない。仕事の帰りに買い物をして帰る途中にけがをした。

2 基本的な質問と回答

相談者 仕事中のけがで働けません。治療費や働けない間の賃金は支払ってもらえますか？

回答者 会社には、会社の負担で労働者災害補償保険(労災)への加入が義務付けられ、労働者が仕事中や職場への通勤の途中で事故にあい、けがをしたり病気になったり死亡したりした場合は、さまざまな補償が受けられます。この制度は、オーバースティの人にも適用があり、労働基準監督署に労災保険支給申請を行っても、入国管理局には通報されない扱いとなっています。

詳しくは ⇒ 労災保険(労働災害)と健康保険 7-9へ

相談者 仕事の帰りに買い物をしてその後事故でけがをした場合は労災とは認められませんか？

回答者 労働者災害補償保険法では、労災の認められる通勤災害の「通勤」の定義を「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除く」と規定しています。したがって、通勤途中で買い物などの寄り道をした場合は、そのときから「通勤」ではなくなります。ただし、その寄り道が病院での診療や日用品購入など厚生労働省令で規定された日常生活上必要な行為であってやむを得ない事由により行った最小限度のものとして認められた場合は、その寄り道の後でもとの通常の通勤経路に戻った後の事故は通勤災害として労災認定され、療養、休業、障害、遺族、葬祭、介護の各給付や傷病年金が受けられます。

相談者 労災を使うと翌年の保険料が値上がりすると言い、会社では治療費しか出してくれません。

回答者 労災保険は、労働者の福祉の増進を目的とする制度であって、保険料の増加を理由に、労災申請を妨げることは許されません。なお、業務災害の場合は翌年の保険料に影響が出ますが、通勤災害の場合は影響はありません。会社とよく話し合い、納得がいかない場合は労働相談窓口をおたずねください。

⇒ 外国人労働相談窓口 7-12へ

3 派生する質問と回答

相談者 通勤途中の交通事故の場合、労災保険と自賠責保険の両方が請求できるのですか？

回答者 交通事故による業務災害や通勤災害の場合には、被害者は労災保険と自賠責保険の両方の保険金の支払請求権がありますが、同一の事由について両者から重複して損害の補償を受けることは不合理な結果となるため、労災保険と自賠責保険との支給調整があります。一般的には、慰謝料など労災保険より幅の広い給付のある自賠責保険の支払を先に請求する場合があります。